

## 電子出勤簿システム機器導入業務（放課後児童室）仕様書

本仕様書は、八尾市職員証（ＩＣカード）を利用した、職員向けの電子出勤簿システム機器導入の仕様について定めたものである。

### 1. 物品名

電子出勤簿システム機器一式

### 2. 履行期間

導入：契約締結日～令和6年8月30日

### 3. 目的

- (1) 市内28ヶ所にＩＣカードリーダー（出退勤時刻記録装置）を設置し、既存八尾市職員証（非接触ＩＣカード）を利用して職員の出退勤時刻を記録する。
- (2) 職員の出退勤時刻を記録することで、正確で公正な勤務記録の把握を実現する。
- (3) 記録した職員の出退勤時刻をもとに申請システムの申請状況をチェックし、長時間勤務の縮減など事務効率の向上を図るとともに、職員の健康管理に努める。

### 4. 調達範囲

#### (1) ハードウェア関係

- |                                  |      |
|----------------------------------|------|
| ① ＩＣカードリーダー（入退庁時刻記録装置 FeliCa 対応） | 28 台 |
| ② ＩＣカードリーダー設置用ラック                | 28 台 |
| ③ その他必要な機器（ＰＣ・サーバーは除く）           | 1 式  |
| ④ ＩＣカードリーダー機器等据付                 | 1 式  |

#### (2) ソフトウェア関係

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| ① 通信ソフトウェア            | 1 式 |
| ② その他必要なソフトウェア（ＯＳは除く） | 1 式 |
| ③ 通信ソフトウェアセットアップ作業    | 1 式 |

## 5. ICカードリーダー機器仕様

- (1) ICカードリーダーは八尾市職員証（非接触ICカード）に書き込まれた職員番号を読み取り、機器本体に記録すること。  
また、コード入力による出退勤時刻の記録が可能であること。
- (2) 既製品として市場に流通し、表示部、操作部、リーダー部が全て組み込まれていること。
- (3) 打刻データには打刻時刻（西暦年月日時分）、職員番号、出勤・退勤・外出・再入の区分、端末番号、打刻カードデータ情報等八尾市が指定するデータが含まれていること。  
修正処理業務の軽減のため、ICカードリーダーにて一定時間（1～3分程度）内に再打刻すれば、再打刻された時刻を正規の打刻時刻として取り扱うことが可能であること。
- (4) 出勤・退勤・外出・再入の区別可能なキーがあり、キーを押した時にその状態を示すランプ点灯または表示が可能であること。使用しないキーは操作無効に設定可能であること。また、出勤等の画面上の表示文字列は任意に指定できること。
- (5) 職員がスムーズに出退勤記録できるよう、時間帯に応じて自動的に出勤または退勤のキーを押した状態に切り換わり、カードをかざすだけで出退勤時刻を記録可能であること。
- (6) スムーズに出退勤記録できるよう、打刻時、正常・エラーにかかわらず1秒以内に反応すること。
- (7) 表示部は操作時、正常・エラーを明確に識別するため色を変えることが可能であること。また、夜間でも見やすいこと。
- (8) 出退ボタンや打刻時、エラー発生時などに出力可能であること。
- (9) データ転送は設置場所に応じて、LAN（TCP/IP）等にて八尾市の指定する管理用パソコンに行うこと。データ転送手法は手動・定時刻等複数の方法が設定できること。
- (10) 時計は1日に1回以上、時刻合わせが自動（タイムサーバーとの同期）で可能であること。ICカードリーダーまたは管理パソコンからの操作で時計合わせも可能であること。
- (11) 本体の時計の精度は通電時週差 $\pm 1.2$ 秒以内とする。
- (12) 停電累計時間2年間は時計およびデータに対してメモリ保持されていること。
- (13) データ保持件数は10000件以上あること。

## 6. ICカードリーダー機器等据付

- (1) 受託者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を発注者に提出しなければならない。
- (2) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を発注者に提出しなければならない。
- (3) ICカードリーダーの設置場所は28ヶ所とし、八尾市が指定する位置に設置すること。

設置場所（施設内の設置位置については別途指示する）

番号	設置施設	所在地	新設
①	八尾地区放課後児童室	八尾市本町一丁目1番65号 (八尾市立八尾小学校内)	○
②	山本地区放課後児童室	八尾市山本町北二丁目6番39号 (八尾市立山本小学校内)	○
③	用和地区放課後児童室	八尾市山城町三丁目1番46号 (八尾市立用和小学校内)	○
④	久宝寺地区放課後児童室	八尾市久宝寺二丁目2番33号 (八尾市立久宝寺小学校内)	○
⑤	龍華地区放課後児童室	八尾市東太子一丁目6番12号 (八尾市立龍華小学校内)	○
⑥	大正地区放課後児童室	八尾市太田三丁目183番地 (八尾市立大正小学校内)	○
⑦	桂地区放課後児童室	八尾市桂町四丁目50番地の2 (八尾市立桂小学校内)	○
⑧	安中地区放課後児童室	八尾市陽光園二丁目7番33号 (八尾市立安中小学校内)	○
⑨	竹淵地区放課後児童室	八尾市竹淵東四丁目1番地 (八尾市立竹淵小学校内)	○
⑩	南高安地区放課後児童室	八尾市恩智北町四丁目650番地 (八尾市立南高安小学校内)	○
⑪	高安地区放課後児童室	八尾市千塚二丁目25番地 (八尾市立高安小中学校内)	○
⑫	曙川地区放課後児童室	八尾市八尾木東二丁目28番地 (八尾市立曙川小学校内)	○
⑬	北山本地区放課後児童室	八尾市福万寺町二丁目1番地 (八尾市立北山本小学校内)	○
⑭	南山本地区放課後児童室	八尾市山本町南七丁目1番9号 (八尾市立南山本小学校内)	○

⑮	志紀地区放課後児童室	八尾市志紀町西一丁目 3 番地	○
⑯	高美地区放課後児童室	八尾市高美町三丁目 1 番 26 号 (八尾市立高美小学校内)	○
⑰	長池地区放課後児童室	八尾市長池町二丁目 52 番地の 2 (八尾市立長池小学校内)	○
⑱	東山本地区放課後児童室	八尾市東山本町九丁目 3 番 33 号 (八尾市立東山本小学校内)	○
⑲	美園地区放課後児童室	八尾市美園町二丁目 51 番地の 1 (八尾市立美園小学校内)	○
⑳	永畑地区放課後児童室	八尾市永畑町一丁目 2 番 27 号 (八尾市立永畑小学校内)	○
㉑	刑部地区放課後児童室	・八尾市刑部三丁目 29 番地の 1 ・八尾市刑部三丁目 29 番地の 2 (八尾市立刑部小学校内)	○
㉒	高美南地区放課後児童室	八尾市高美町六丁目 1 番 11 号 (八尾市立高美南小学校内)	○
㉓	西山本地区放課後児童室	八尾市西山本町三丁目 5 番 25 号 (八尾市立西山本小学校内)	○
㉔	高安西地区放課後児童室	八尾市高安町北四丁目 15 番地 (八尾市立高安西小学校内)	○
㉕	曙川東地区放課後児童室	八尾市曙川東八丁目 136 番地 (八尾市立曙川東小学校内)	○
㉖	亀井地区放課後児童室	八尾市亀井町一丁目 4 番 1 号 (八尾市立亀井小学校内)	○
㉗	上之島地区放課後児童室	八尾市上之島町北三丁目 22 番地の 1 (八尾市立上之島小学校内)	○
㉘	大正北地区放課後児童室	八尾市西木の本四丁目 1 番地の 6	○

- (4) 本システムのネットワークについては、八尾市既設のネットワーク網（庁内 LAN システム）を利用すること。
- (5) 電源供給元は八尾市で用意するものとし、機器設置場所付近の壁面または天井にあるコンセント（AC100V）とする。

## 7. 通信ソフトウェア仕様

- (1) 基本認証（ログインID・パスワード）による認証が行えること。
- (2) ICカードリーダー本体に保存されたデータをソフトウェアがインストールされたサーバーもしくはPC等により手動で取り込むことができること。
- (3) 機器の設定や異常時のメンテナンスを行えること。

## 8. 通信ソフトウェアセットアップ作業

- (1) 通信ソフトウェアは八尾市が指定するサーバーもしくはPC等にインストールし、セットアップを行うこと。
- (2) セットアップの設定内容は事前に八尾市と協議の上決定すること。

## 9. 保守体制等

- (1) 納入したハードウェアの無償保証期間は受け入れから1年間であること。
- (2) 納入したソフトウェアの保守費用(1年間分)については入札金額に含むこと。
- (3) 納入した機器等に起因する障害については、セットアップ及び納入作業完了後も無償にて速やかに対応すること。
- (4) 納入した機器等の操作方法、動作環境その他の質問に対応するため、必要に応じて人員を派遣し十分なサポートを行うこと。

## 10. 検査及び引渡

八尾市担当立会いの上、検査及び動作確認を行い、合格と認めた場合に引渡しを受けるものとする。

### 11. その他納品物

- (1) 6の設置場所における設置後の写真
- (2) 通信テスト作業における記録
- (3) 納品書
- (4) 電子出勤簿システム機器及びソフトウェア仕様書と操作マニュアル(データ)
- (5) 撤去した既存の機器等

### 12. 留意事項

- (1) 入札機器およびソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されていること。
- (2) システムを稼働させるために必要な工事及び調達は、設置業者が責任をもって行うものとする。
- (3) 梱包ダンボール、発砲スチロール等は受注者の責任において処分すること。
- (4) 設置場所等の詳細は、八尾市の指示に従うこと。
- (5) 機器の搬入・据付にあたり、施設・設備・第三者等に損害を与えないよう必要な措置を講ずるものとし、損害等を与えた場合は、受注者の責任においてその損害等を賠償しなければならない。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項については、必要に応じて協議の上決定するものとする。

### 13. 支払方法

今回調達する機器、設置工事、セットアップ作業にかかる代金(消費税込み)は全ての設置が完了し、請求書到着後、30日以内に一括で支払う。

### 14. 仕様問合せ窓口

本仕様内容に対する問合せは、人事課(担当:市村)まで連絡すること